

四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月17日

四万十市長 **山下元一**

四万十市規則第37の 2 号

四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例施行規則の一部を改正する規則

四万十市四万十川の自然と風景を守り育む条例施行規則（平成30年四万十市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 塀、門、柵、垣、擁壁類、舗装その他これらに類するもの
別表第 1 行為の種類欄中「撤去又は」を削り、

「

広告物その他これらに類する物の設置及び外観の変更
(条例第21条第 7 号)
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明
(条例第21条第 8 号)

を

「

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）
(条例第21条第 7 号)

に改める。

別表第 2 中「2.0m以下」を「3.0m未満」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 4 条関係）

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
区域	地区	行為の区分	届出の対象となる規模
四万十川 景観計画 区域	回廊地区	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 建築面積100㎡以上、又は高さ10.0mを超えるもの ・ 外観の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの
		工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 築造面積10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもの ・ 外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの
		開発行為	・ 区域面積100㎡以上のもの
		土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・ 鉱物の掘採又は土石の採取で10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの ・ 区域面積100㎡以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更をするもの

保全・活用 地区	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・堆積面積10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもので、かつ、その存続期間が90日を超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	・100㎡以上の木竹の伐採 ・100㎡以上の針葉樹の植樹
	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	・その存続期間が30日を超えるもの
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・建築面積100㎡以上、又は高さ10.0mを超えるもの ・外観の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・築造面積50㎡以上、又は高さ5.0mを超えるもの（擁壁を除く） ・擁壁で高さ2.0m以上かつ延長10m以上のもの ・外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの
	開発行為	・「河口ゾーン（四万十川景観計画で指定する区域をいう。以下同じ。）」は、区域面積1,000㎡以上のもの ・上記以外は、区域面積200㎡以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・鉱物の掘採又は土石の採取で200㎡以上（「河口ゾーン」は1,000㎡以上）又は高さ3.0mを超えるもの ・盛土の高さ1.0m又は切土の高さ2.0m以上で、200㎡以上（「河口ゾーン」は1,000㎡以上）の土地の開墾、その他の土地の形質の変更をするもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・堆積面積10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもので、かつ、その存続期間が90日を超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	・200㎡以上（「河口ゾーン」は1,000㎡以上）の木竹の伐採
	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	・その存続期間が30日を超えるもの

様式第1号中

「
☐ 広告物の設置及び外観の変更
☐ 外観について行う照明
 を
☐ 外観について行う照明（特定照明） に改め、
 」
 「☐ 撤去」を削り、

広 告 物	種 類			
	行為の区分	☐ 設置 ☐ 外観変更		
	表示面積	m ²	数	量
外 観 照 明	設置の対象	☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 広告物		
		☐ その他 ()		
	照 明 方 法			

を

特 定 照 明	設置の対象	☐ 建築物 ☐ 工作物		
		☐ その他 ()		
	照 明 方 法			

に改める。

様式第 4 号及び様式第 5 号中

☐ 広告物の設置及び外観の変更 ☐ 外観について行う照明	を	☐ 外観について行う照明（特定照明）	に改める。
---	---	---	-------

附 則
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。